

島根県報

第一、四六六号
平成十五年五月二日
(金曜日)

目次

告示

平成十五年五月臨時県議会の招集

(財政課)

一

土地改良区の役員就任及び退任(二件)

(農村整備課)

一

保安林予定森林(三件)

(森林整備課)

三

解除予定保安林

()

四

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改

(水産課)

四

正

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の

(水産課)

五

一部改正

廃川敷地等の発生

(河川課)

五

公告

環境影響評価説明会の開催(二件)

(都市計画課)

五

鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧

(森林整備課)

六

鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦

()

六

覧

正誤

平成十五年四月二十二日付け島根県報第一、四六三号

(用地対策課)

七

中

告示

示

島根県告示第四百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項及び第一百二条第三項の規定に基づき、次の事件を付議するため、平成十五年五月十三日臨時議会を松江市に招集するので、同法第一百一条第二項及び第一百二条第四項の規定により告示する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄田信義

付議事件

- 一 議長選挙について
- 二 副議長選挙について
- 三 議会運営委員の選任について
- 四 常任委員の選任について
- 五 境港管理組合議会議員の選挙について
- 六 隠岐広域連合議会議員の選挙について
- 七 監査委員選任の同意について

島根県告示第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄田信義

平田市布崎土地改良区

- 一 就任した役員の氏名及び住所

理事

佐田尾善正 平田市園町一〇九三番地

橋本 満雄 平田市園町一四三六番地

周藤 英男 平田市園町一五四〇番地一

坂本 梶男 平田市園町一二五六番地

橋本 満穂 平田市園町二六一五番地

小村 清 平田市園町一四八番地

坂本 幸代 平田市園町一三〇〇番地三

監事

福田 順茂 平田市園町一五五九番地一

田中 忠夫 平田市園町二五〇番地

二 就任年月日

平成十五年四月一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

福田 幸義 平田市園町一四三五番地

坂本 基 平田市園町一四一一番地

坂本 正男 平田市園町一二五一番地

坂本 勝 平田市園町一三〇二番地

坂本 一博 平田市園町一三二四番地

勝田 克己 平田市園町九一八番地

橋本 健一 平田市園町一四八二番地

監事

飯塚 晃 平田市園町一四九番地

大森 金造 平田市園町二六七番地

島根県告示第四百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月二日

平田市斐伊川以北土地改良区

一 就任した役員の名及び住所

理事

吉田 和夫 平田市灘分町二七〇〇番地

多久和修一 平田市灘分町一二三〇番地

久家 儀夫 平田市灘分町一八六七番地

高橋 弘 平田市灘分町一〇六五番地

高橋 昭好 平田市灘分町一二四六番地

日野 朗 平田市灘分町二一三二番地

長廻 友吉 平田市灘分町一九六一番地

足立 勝美 平田市灘分町二一九〇番地

落合 登 平田市灘分町一六八一番地

長岡 豊 平田市灘分町一四九〇番地

松浦 伸治 平田市灘分町二三五五番地

岡 定徳 平田市灘分町二四三〇番地

立石 行雄 平田市平田町五七九九番地

田中 美秋 平田市平田町五七七七番地

坂本 彰男 平田市園町一二九七番地

吾郷 栄 平田市鹿園寺町四〇番地一一

監事

奥原 晴美 平田市灘分町二七二七番地

京極 譲 平田市灘分町一〇七二番地

生間 光夫 平田市灘分町二二三八番地

多久和繁雄 平田市灘分町一七二二番地

二 就任年月日

平成十五年四月一日

三 退任した役員の名及び住所

島根県知事 澄田信義

理事

吉田 和夫 平田市灘分町二七〇番地
 常松 吉幸 平田市灘分町二七五番地
 高橋 弘 平田市灘分町一〇六五番地
 高橋 昭好 平田市灘分町二四六番地
 久家 儀夫 平田市灘分町一八六七番地
 多久和修一 平田市灘分町一二三〇番地
 土江 功 平田市灘分町一二三三番地
 常松 好行 平田市灘分町二一一番地
 榎野 勝 平田市灘分町一六二九番地
 長岡 豊 平田市灘分町一四九〇番地
 須谷 直義 平田市灘分町二〇五六番地
 岡 定徳 平田市灘分町二四三〇番地
 立石 行雄 平田市平田町五七九番地
 田中 美秋 平田市灘分町五七七番地
 坂本 清 平田市園町一二五四番地
 角 秀夫 平田市鹿園寺町二三五番地

監事

桑原喜代一 平田市灘分町一三五〇番地
 多久和 昌 平田市灘分町一九七二番地
 榎野 昂男 平田市灘分町一四九五番地
 奥原 晴美 平田市灘分町二七二七番地

島根県告示第四百四十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第
 二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

仁多郡横田町大字八川字上ミ代ノ原八三一の一、字三森原東山二四四八の二三から
 二四四八の三一まで、字下代ノ原二四六九の一、字芦谷二四七三

一(二) 指定の目的

水源のかん養

一(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字亀高二二二九の五、二四四六の一

二(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

二(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦
 覧に供する。〕

島根県告示第四百四十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第
 二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡瑞穂町大字市木五九八八の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び瑞穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百四十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡石見町大字日貫三九一七、三九一八、三九二〇の二から三九二〇の三まで、三九二一の一、三九二二の二、三九二三、三九三六の一、三九三六の二、三九三六の三、三九三七の六、三九三七の八、三九三七の九、三九三七の一一から三九三七の一二まで、三九三八の一、三九三八の二、三九三八の四から三九三八の六まで

二 指定の目的

水源のかん養

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百四十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

一 解除予定保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字紙祖口四九二の二

二 解除の理由

道路用地とするため

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百五十号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字日貫三九三六の一、三九三六の二、三九三六の三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百四十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二日

一 解除予定保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字紙祖口四九二の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百五十号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年一・〇パーセント以内
年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・四パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・六パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・九パーセント以内
年一・〇パーセント以内

を

年〇・九パーセント以内
年一・〇パーセント以内
年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・四パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・六パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・九パーセント以内
年一・〇パーセント以内

に改める。

附 則

- この告示は、平成十五年 月 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年四月十八日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百五十一号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

附 則

- この告示は、平成十五年 月 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年四月十八日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

よる。

島根県告示第四百五十二号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木河川課及び島根県益田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 河川の名称
二級河川 遠田川水系 遠田川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成十五年五月二日
- 廃川敷地等の位置
益田市遠田町二七六〇番一地从先から
同 所 二七六〇番三地从先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 五七・〇九平方メートル

公 告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 都市計画決定権者の名称

島根県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 浜田三隅線

種類 一般国道(改築)

規模 延長 約十四・一キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市原井町

終点 島根県那賀郡三隅町大字三隅

通過市町 浜田市、三隅町

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市、三隅町

五 説明会の開催日時及び場所

第一回 五月十二日 午後七時から サンマリン浜田

第二回 五月十三日 午後七時から (浜田市原井町三〇五〇) 長浜公民館

第三回 五月十四日 午後七時から (浜田市熱田町一四四一―一八) 浜田市農業構造改善センター

第四回 五月十五日 午後七時から (浜田市内村町五九二―二) 周布公民館

第五回 五月十六日 午後七時から (浜田市周布町イ三七四) 大麻公民館

第六回 五月十九日 午後七時から (三隅町大字向野田五八一) 三隅公民館

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成十五年五月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画決定権者の名称

島根県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 仁摩温泉津線

種類 一般国道(改築)

規模 延長 約十一・三キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県邇摩郡仁摩町大字大國町

終点 島根県邇摩郡温泉津町福波大字今浦

通過町 仁摩町、温泉津町

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

仁摩町、温泉津町

五 説明会の開催日時及び場所

第一回 五月二十二日 午後七時から 温泉津町コミュニティセンター

第二回 五月二十三日 午後七時から (温泉津町温泉津大字小浜イ四八六) 仁摩町中央公民館

第三回 五月二十三日 午後七時から (仁摩町大字仁万町五三七―二) 仁摩町中央公民館

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区の指定をしようとするので、同条第四項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成十五年五月二日

一 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案 島根県知事 澄 田 信 義

鳥獣保護区の名称	区 域	存続期間	指針の案
鳥獣保護区特別保護地区	松江市の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
万寿寺鳥獣保護区	八束郡島根町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
多古鼻鳥獣保護区	八束郡玉湯町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
玉造鳥獣保護区	八束郡玉湯町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
ふるさと森林公園鳥獣保護区	八束郡六道町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
鬼の舌震鳥獣保護区	仁多郡仁多町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
朝山鳥獣保護区	出雲市の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
湯抱鳥獣保護区	邑智郡邑智町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
市木鳥獣保護区	邑智郡瑞穂町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
二ツ山鳥獣保護区	邑智郡瑞穂町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
いこいの村しまね鳥獣保護区	邑智郡石見町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
国府鳥獣保護区	浜田市国府町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
家古屋山鳥獣保護区	那賀郡旭町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
安蔵寺山鳥獣保護区	美濃郡匹見町、鹿足郡日原町及び同郡六日市町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
海士鳥獣保護区	隠岐郡海士町の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

二 縦覧の期間

平成十五年五月二日から平成十五年五月十五日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定をしようとするので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告し、当該鳥獣保護区特別保護地区の

の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。
平成十五年五月二日 島根県知事 澄 田 信 義

一 指定をしようとする鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

鳥獣保護区特別保護地区の名称	区 域	存続期間	指針の案
万寿寺鳥獣保護区特別保護地区	松江市の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

二 縦覧の期間

平成十五年五月二日から平成十五年五月十五日まで

正 誤

平成十五年四月二十二日付け島根県報第一、四六三号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
五	下	終りから九	藪池	藪地
五	下	終りから七	撲	撲
六	上	始めから三	守宮ノ上	字宮ノ上

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月二日印刷
平成十五年五月二日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学殿町南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)